

利用における注意事項

【設置申請】

1. 利用する7日前までに恵庭市体育協会事務局にて「体育施設物品販売設置申請書兼許可書」を提出すること
2. 利用者は原則、設置許可と同時に設置料金を納入すること
3. 利用料は、納入後返金しない
4. 申請の内容によっては、即日許可ができないことがありますのでご承知ください

【利用事項】

1. 事務局で指定された場所に設置すること
2. 販売の許可を受けた物品以外を販売しないこと
3. 施設使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと
4. 設置する場合は、設置許可書を携帯し入館すること。職員の求めがあった時には提示すること
5. 集団的に又は常習的に暴力的不正行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるときは、設置の許可を取り消し又は中止させることがある
6. 設置時間は厳守し、準備、片づけは時間内に利用者で行うこと
7. 指定された場所以外での喫煙・飲食はしないこと
8. 屋内施設では、外靴での入場はしないこと
9. 設置前は職員に申し出るとともに、終了後はただちに原状回復の義務を厳守し利用後の清掃（ゴミは持ち帰りを原則とする）及び整理整頓し、点検を受けること
10. 次のいずれかに該当するときは、設置許可を取り消すことがある
 - ・施設の管理上の支障があるとき
 - ・利用における注意事項または、職員の指示に従わないとき
 - ・その他職員が必要と認めたとき
11. その他、職員の指示に従ってください

【免責事項】

1. 体育施設における利用者とのトラブルについては一切の責任を負わない
2. 利用中、自己の過失により生じた事故については、管理者はその責任を負わない
3. 建物や付属設備を破損また滅失したときは、必ず報告し賠償しなければならない